第百五十六回国会
衆議院

文部科学委員会議録第三号

（一一二）

平成十五年三月七日（金曜日）

午後一時四十八分開議

出席委員

委員長　古屋　圭司君

理事　奥山　茂彦君　理事　鈴木　恒夫君

理事　馳　浩君　理事　森田　健作君

理事　鎌田さゆり君　理事　山元　勉君

理事　斉藤　鉄夫君　理事　佐藤　公治君

青山　丘君　伊藤信太郎君

小渕　優子君　岡下　信子君

岸田　文雄君　近藤　基彦君

佐藤　静雄君　谷田　武彦君

中谷　元君　林田　彪君

松野　博一君　森岡　正宏君

柳澤　伯夫君　大石　尚子君

中津川博郷君　鳩山由紀夫君

肥田美代子君　平野　博文君

藤村　修君　牧野　聖修君

山口　壯君　池坊　保子君

東　順治君　黄川田　徹君

石井　郁子君　児玉　健次君

中西　績介君　山内　惠子君

松浪健四郎君

文部科学大臣　遠山　敦子君

文部科学副大臣　河村　建夫君

文部科学大臣政務官　池坊　保子君

文部科学委員会専門員　柴田　寛治君

委員の異動

三月七日

辞任　補欠選任

松原　仁君　中津川博郷君

同日

辞任　補欠選任

中津川博郷君　松原　仁君

三月七日

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

同日

日本育英会奨学金制度の廃止反対に関する請願（菅野哲雄君紹介）（第四九八号）

同（土井たか子君紹介）（第五五八号）

同（土井たか子君紹介）（第五七三号）

同（保坂展人君紹介）（第五七四号）

同（土井たか子君紹介）（第五八四号）

同（保坂展人君紹介）（第五八五号）

行き届いた教育を進め心通う学校に関する請願（赤羽一嘉君紹介）（第五八三号）

同（藤木洋子君紹介）（第六一六号）

三十人学級の早期実現、行き届いた教育に関する請願（石井郁子君紹介）（第五九七号）

私学助成の抜本的拡充等行き届いた教育に関する請願（大幡基夫君紹介）（第五九八号）

同（穀田恵二君紹介）（第五九九号）

同（吉井英勝君紹介）（第六〇〇号）

小中高三十人以下学級実現、行き届いた教育に関する請願（佐々木憲昭君紹介）（第六〇一号）

すべての子どもたちに行き届いた教育を進め、心通う学校に関する請願（瀬古由起子君紹介）（第六〇二号）

すべての子どもたちへの行き届いた教育に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第六〇三号）

同（小沢和秋君紹介）（第六〇四号）

同（大森猛君紹介）（第六〇五号）

同（木島日出夫君紹介）（第六〇六号）

同（児玉健次君紹介）（第六〇七号）

同（志位和夫君紹介）（第六〇八号）

同（塩川鉄也君紹介）（第六〇九号）

同（不破哲三君紹介）（第六一〇号）

同（矢島恒夫君紹介）（第六一一号）

同（山口富男君紹介）（第六一二号）

すべての子どもに行き届いた教育を進め、心通う学校に関する請願（松本善明君紹介）（第六一三号）

すべての子どもに行き届いた教育を進め、心の通う学校に関する請願（中林よし子君紹介）（第六一四号）

行き届いた教育、三十人学級の早期実現等に関する請願（春名真章君紹介）（第六一五号）

小・中・高三十人学級実現、私学助成の抜本的改善、障害児教育の充実に関する請願（山口わか子君紹介）（第六三五号）

は本委員会に付託された。

二月二十八日

私学助成の拡充に関する陳情書（大分市大手町三の一の一牧野浩朗）（第一三号）

日系社会の日本語教育等に関する陳情書（横浜市中区新港二の三の一坂本重太郎）（第一四号）

三月六日

義務教育費国庫負担法から学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外反対に関する意見書（北海道砂原町議会）（第三七三四号）

教育基本法の堅持に関する意見書（北海道登別市議会）（第三七三五号）

私学助成拡充に関する意見書（福岡県金田町議会）（第三七三六号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第三九号）

○古屋委員長　これより会議を開きます。

ただいま付託になりました内閣提出、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。遠山文部科学大臣。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

（本号末尾に掲載）

○遠山国務大臣　このたび、政府から提出いたしました義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育は、憲法の要請により、すべての国民に対し、必要な基礎的資質を培うものであり、国と地方が適切に役割分担しつつ、円滑に実施することが重要であります。

一方、現在、政府においては、地方行財政改革を推進するため、地方分権改革推進会議の意見や経済財政諮問会議における議論などを踏まえ、国と地方の役割分担に応じた事務事業のあり方の見直し、国庫補助負担金の縮減に向けた検討を進めているところであります。

この法律案は、かかる政府の方針を受け、義務教育費国庫負担金について、義務教育に関する国の責任を適切に果たしつつ、義務教育に関する国と地方の役割分担及び費用負担のあり方の見直しを図る観点から、その負担対象経費を限定することとするものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明いたします。

この法律案は、共済費長期給付及び公務災害補

償に要する経費の性質にかんがみ、平成十五年度から、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付及び公務災害補償に要する経費を国庫負担の対象外とするものであります。

なお、このことに伴う地方財源の手当てについては、所要の財源措置が講じられることとされております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○古屋委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

○古屋委員長　この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古屋委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律

（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第一条　義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とする。

附則中第二項から第五項までを削り、第一項の項番号を削る。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第二条　公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項から第十一項までを削る。

附則第十二項中「附則第五項」を「前項」に、「附則第十七項」を「附則第十項」に改め、同項を附則第五項とする。

附則第十三項中「附則第十八項」を「附則第十一項」に改め、同項を附則第六項とする。

附則中第十四項を第七項とし、第十五項を第八項とする。

附則第十六項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十七項中「附則第十二項」を「附則第五項」に、「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十八項中「附則第十三項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十九項中「附則第十四項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第二十項中「附則第十二項から第十四項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第十五項及び第十六項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十五年度以降の年度に係る経費についての改正後の規定の適用等）

第二条　第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法及び第二条の規定による改正後の公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十五年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十四年度以前の年度に係る経費について平成十五年度以降の年度に支出される国の負担を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度に係る経費につき平成十五年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例による。

（地方財政法の一部改正）

第三条　地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二号を次のように改める。

二　削除

附則第三十四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の八第五項を削る。

第百十三条第二項中「市町村立学校職員給与負担法」の下に「（昭和二十三年法律第百三十五号）」を加える。

附則第三十一条中「とあるのは「公立学校」を「とあるのは、「公立学校」に改め、「、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは「義務教育諸学校（学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。）」と」を削る。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項の規定は、平成十四年四月一日に始まる事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から地方公務員共済組合連合会に払込みのあった金額については、なおその効力を有する。

2　地方公務員共済組合連合会は、平成十五年四月一日前に終了する事業年度において長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあった金額のうち、前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第三十八条の八第五項（前項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により財政融資資金に預託している金額（以下この項において「預託金」という。）については、預託金の契約上の預託期間が満了するまでの間は、引き続き財政融資資金に預託することができる。

理　由

共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費の性質にかんがみ、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る共済費長期給付に要する経費及び公務災害補償基金負担金等に要する経費を国庫負担の対象外とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部科学委員会議録第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
一四	四	三	基本部	基本部会

平成十五年三月十二日印刷　平成十五年三月十三日発行　衆議院事務局　印刷者　財務省印刷局